

年管管発 0413 第 2 号

令和 2 年 4 月 13 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う滞納処分の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点とともに、現下の経済社会情勢、業務の喫緊の優先度等を踏まえ、国民年金保険料及び厚生年金保険料等については、当面の間、原則として、金融機関等への財産調査や財産の差押等の滞納処分を停止して差し支えないので、適切な対応をお願いする。